



平成21年5月28日

各 位

会社名 ミサワホーム中国株式会社
代表者名 代表取締役社長 久延 賢次
(JASDAQ・コード 1728)
問合せ先 取締役執行役員 後藤 重幸
(TEL. 086 - 245 - 3204)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月28日開催の取締役会において、平成21年6月29日開催を予定している定時株主総会に、下記のとおり「定款の一部変更」について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第8条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

- (2) 株主総会の招集手続きの効率化を図るため、株主総会参考書類その他株主総会招集通知の添付書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、インターネットを利用して株主の皆様にご提供できるようにするため、第13条(株主総会参考書類の記載の特則)を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 定款変更の日程(予定)

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月29日(月曜日)
(2) 定款変更の効力発生日 平成21年6月29日(月曜日)

以 上

現行定款	変更案
<p>第2章 株式</p> <p>第8条 (株券の発行) 当社は、株式に係わる株券を発行する。</p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係わる株券を発行しないことができる。</u></p> <p>第9条 (単元未満株式の権利の制限) 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利</p> <p>第10条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p><u>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>及び株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第11条 (基準日) 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 本定款に定めのある場合の他、必要ある場合は、取締役会の決議によって予め公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第12条 (株式取扱規程) <u>当社が発行する株券の種類及び株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、実質株主通知の受理、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の再発行、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取り、届出の受理、その他株式又は新株予約権に関する取扱い並びに手数料については、法令又は本定款の他、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条 <条文省略></p> <p><新設></p>	<p>第2章 株式</p> <p><削除></p> <p>第8条 <現行通り></p> <p>第9条 <現行通り></p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p><削除></p> <p>第10条 (基準日) 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。</p> <p>2. <現行通り></p> <p>第11条 (株式取扱規程) 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い並びに手数料については、法令又は本定款の他、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条 <現行通り></p> <p>第13条 (株主総会参考書類の記載の特則) 当社は、法令の定めるところに従い、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報をインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなす。</p>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<新 設>	附 則
<新 設>	<u>第1条 当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u>
<新 設>	<u>第2条 当会社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u>
<新 設>	<u>第3条 本附則第1条乃至本条は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)の施行日の翌日から起算して1年を経過した日である平成22年1月6日にこれを削除するものとする。</u>